

論点に対する回答

分野	法人設立手続のデジタル完結について
省庁名	厚生労働省
以下の論点について、下記回答欄にご回答ください。	
<p>日本経済団体連合会や新経済連盟による法人設立手続の簡素化に関する要望も踏まえ、デジタル臨時行政調査会において進められている「デジタル原則」への適合性の点検・見直し作業の先行的取組として、法人設立手続のデジタル完結（行政機関の判断の精緻化・自動化を含む）に取り組むべきと考える。</p>	
【論点 1】	
法人設立ワンストップサービスの対象手続について、行政機関内部の業務フローのなかで、行政機関による判断が必要な業務（審査業務等）はあるか。ある場合、どのような業務において、どのような判断を行っているのかについて、御説明願いたい。	
【回答 1】	
<社会保険>	
法人設立ワンストップサービスの対象となっている社会保険関係手続は、「健康保険・厚生年金保険 新規適用届」になります。	
法人設立ワンストップサービスから連携された登記簿情報をもとに、法人情報（事業所名称、法人番号、所在地、設立年月日）を確認するなど、デジタル化を実施しています。	
なお、デジタル化された登記簿情報と異なる情報の収録を申請者が希望する場合（事業所の所在地が登記簿上の所在地と異なる場合）には、「賃貸借契約書のコピー」といった事業所所在地を確認できるものの添付を電子的に求めることで、正確な所在の確認を行っています。	
<雇用保険>	
法人設立ワンストップサービスの対象となっている雇用保険関係手続は、「雇用保険適用事業所設置届」（以下「設置届」という。）及び「雇用保険被保険者資格取得届」（以下「取得届」という。）。なお、雇用保険の被保険者	

となる労働者を初めて雇用する際に、設置届と取得届を併せて届出を行うこととなっており、設置届のみで届出を行うことはない。

設置届については、事業所の実在・事業の種類・労働者の雇用実態等について確認を行い、取得届については、形式的な適用要件（週所定労働時間 20 時間以上かつ 31 日以上の雇用見込み）に加え、必要に応じて労働者性などの実質的な適用要件について確認を行い、雇用保険資格取得の適否を判断している。

<労働保険>

法人設立ワンストップサービスの対象となっている労働保険関係手続は、「労働保険関係成立届」（以下「成立届」という。）の提出であり、雇用形態に関わらず労働者を 1 人でも雇い労働保険の適用事業となった日から 10 日以内に届け出ることとなっている。

成立届については、保険給付・助成金等の不正受給を目的とした虚偽の届出を防止するとともに、適正な労働保険料率を設定するため、形式的な審査のほか、事業の実在・事業の種類について、疑義が生ずる場合には、資料の提示を求めたり、聴き取り又は現地調査を行い、業務の実態に照らして判断している。

【論点 2】

（論点 1 で、行政機関による判断が必要な業務がある場合）

論点 1 で示された行政機関の内部業務について、デジタル代替（デジタル技術を活用した判断の精緻化、自動化）の可能性について御説明願いたい。

デジタル代替の実現にあたっては、一定の条件を設け、リスク化が高く厳重に審査を行うべき法人と、リスクが低く定型的な審査で十分な法人を分類したうえで、当初は自動化の対象を相対的にリスクが低い法人に絞り込み、徐々にその範囲を拡大していくなど、段階的に完全なデジタル代替を目指すことも含めて検討いただきたい。

【回答2】

＜社会保険＞

回答1にも記載しましたとおり、事業所の所在地が登記簿上の所在地と異なる場合には、「賃貸借契約書のコピー」などにより、実際に当該事業所で事業が実施されているかどうか等の確認を行う必要があるため、完全なデジタル代替は困難と考えますが、法人設立手続の簡素化・迅速化に資するよう検討を進めてまいりたい。

＜雇用保険＞

設置届及び取得届の内容は従前よりシステムで管理しており、過去の届出との矛盾など形式的な審査はシステム的に確認を行っている。回答1のとおり、労働者の雇用の実態について審査・判断する必要があるため、完全なデジタル代替は困難と考えるが、法人設立手続の簡素化・迅速化に資するよう、検討を進めてまいりたい。

＜労働保険＞

成立届の内容は従前よりシステムで管理しており、記載不備など形式的な審査はシステムで機械的に行っている。回答1のとおり、疑義が生ずる場合には、事業の实在・事業の種類について業務の実態に照らして判断する必要があるため、完全なデジタル代替は困難と考えるが、そのような疑義のない事業については、デジタルのみで手続きも可能である。